

消防法施行令第35条第1項第3号の規定に基づく消防用設備等の設置に  
際し、検査を受けなければならない防火対象物の指定について

平成21年5月1日

消本告示第1号

消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第35条第1項第3号の  
規定に基づき、消防機関の検査を受けなければならない防火対象物を次のとおり指定する。

令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで、(16)項ロ、(17)項及び(18)項に掲  
げる防火対象物で、延べ面積300平方メートル以上のもの。

附 則

この告示は、平成21年5月1日から施行する。